

令和3年度 第2回富山県道路メンテナンス会議
会議資料

1. 富山県道路メンテナンス会議 規約 …… 1頁～
2. 富山県道路メンテナンス会議 名簿 …… 3頁～
3. 令和3年度 富山県道路メンテナンス会議 活動報告 …… 5頁～
4. 令和4年度 富山県道路メンテナンス会議 活動計画（案） …… 6頁～
5. 道路メンテ年報北陸版の公表（点検結果とりまとめ） …… 7頁～

富山県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「富山県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、富山県内の道路管理者が道路施設の点検や補修・更新等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、協力して老朽化対策の強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 道路施設の老朽化対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、富山県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を2名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長、副会長は富山県土木部道路課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 会議における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山県土木部及び中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月27日から施行する。

平成27年 6月 5日 一部改正

平成28年 7月22日 一部改正

令和 2年 8月 4日 一部改正

令和 3年 8月 4日 一部改正

令和 4年 3月23日 一部改正

富山県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所長
副会長	富山県土木部	道路課長
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山高速道路事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路調整官
	国土交通省北陸地方整備局	道路保全企画官
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
	富山県道路公社	事務局長
	富山市	建設部長
	高岡市	都市創造部長
	射水市	都市整備部長
	魚津市	産業建設部長
	氷見市	建設部長
	滑川市	建設部長
	黒部市	都市創造部長
	砺波市	建設水道部長
	小矢部市	産業建設部長
	南砺市	ふるさと整備部長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	事務局長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 富山高速道路事務所	

富山県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所 総括保全対策官
副幹事長	富山県土木部	道路課長補佐
副幹事長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山高速道路事務所 工務担当課長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	道路部 道路構造保全官
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター 工務担当課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課 課長代理
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長
	富山県道路公社	工務課長
	富山市	道路河川管理課長
	富山市	道路構造保全対策課長
	高岡市	道路整備課長
	射水市	道路課長
	魚津市	建設課長
	氷見市	道路課長
	滑川市	建設課長
	黒部市	道路河川課長
	砺波市	土木課長
	小矢部市	建設課長
	南砺市	建設維持課長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	技術課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 富山高速道路事務所	

令和3年度 富山県道路メンテナンス会議 活動報告

日程	会議名称	主な内容	出席者
R3. 8. 4	第1回道路メンテナンス会議	○2020年度点検結果の概要	本会議
R3. 12. 20	第2回道路メンテナンス会議 (幹事会)	○道路メンテナンス年報（全国版）の 公表・情報共有 ○道路メンテナンス年報（北陸版）の 意見交換	幹事会
R4. 3. 23	第3回道路メンテナンス会議	○道路メンテナンス年報（北陸版）の公 表	本会議
R4. 3. 23	道路鉄道連絡部会	○跨線橋の点検・修繕予定、状況	部会
R4. 3. 23	跨道橋連絡部会	○跨道橋の点検・修繕予定、状況	部会

令和4年度 富山県道路メンテナンス会議 活動計画（案）

日程	会議名称	主な内容	出席者
R4. 7～8月頃	第1回道路メンテナンス会議	○2020年度点検結果の概要	本会議
R4. 11月頃	道路メンテナンス技術実務者現地講習会（西部）	○新技術を用いた橋梁点検現地講習 ※会場未定 ※石川県メンテナンス会議と合同開催	自治体職員 参加希望者
R5. 3月頃	第2回道路メンテナンス会議	○道路メンテナンス年報（北陸版）の公表	本会議
R5. 3月頃	道路鉄道連絡部会	○跨線橋の点検・修繕予定、状況	部会
R5. 3月頃	跨道橋連絡部会	○跨道橋の点検・修繕予定、状況	部会

※活動時期および内容等は、現時点の予定であり、変更となる場合があります

令和4年 2月28日

北陸地方整備局

道路メンテナンス年報 北陸版（新潟県・富山県・石川県）の公表

～橋梁等の2020年度（令和2年度）点検結果をとりまとめ～

- 2013年度の道路法改正等を受け、2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検を行っています。
2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検が実施されています。
- 2021年8月にその結果をとりまとめた「道路メンテナンス年報」が国土交通省道路局より公表されました。
- 今般、北陸地方整備局はこの公表された道路メンテナンス年報を基に、管轄する北陸3県（新潟県、富山県、石川県）の各道路管理者が適確かつ計画的にメンテナンスを実施できるよう、より詳細な分析を加えた「道路メンテナンス年報 北陸版（新潟県・富山県・石川県）」をとりまとめました。

〈点検結果等のポイント〉

1. 2巡目点検は1巡目点検より進捗(P1)
 - 2巡目（2019年度～2020年度）の点検実施状況は、橋梁:37%（前回27%）、トンネル:38%（前回27%）、道路附属物等:36%（前回26%）と、前回1巡目点検よりも進捗しました。
2. 各構造物の判定区分Ⅲ・Ⅳの割合は全国平均を上回る(P1)
 - 2巡目の点検で判定区分Ⅲ（早期措置段階）となった割合は、橋梁14%（全国平均9%）、トンネル39%（全国平均31%）、道路附属物等26%（全国平均11%）であり、いずれも全国平均を上回る状況です。また、判定区分Ⅳ（緊急措置段階）の割合も、全国平均を上回るもしくは同等な状況です。
3. 修繕等措置の着手率は全国平均を上回るものの、全国と同様に着手率が低い地方公共団体(P2)
 - 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、2020年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、橋梁では国土交通省95%（全国平均83%）、高速道路会社60%（全国平均66%）、地方公共団体36%（全国平均55%）であり、トンネルは国土交通省98%（全国平均90%）、高速道路会社95%（全国平均90%）、地方公共団体68%（全国平均76%）と、全道路管理者の合計で全国平均を下回る状況です。
 - 各道路管理者が管理する橋梁の着手率を比較すると、地方公共団体では、全国と同様に地方公共団体の修繕等の着手率が低い状況です。

道路メンテナンス年報 北陸版は、以下ホームページにてご覧いただけます。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/roukyuukataisaku/index.htm>

〈問い合わせ先〉 ○: 主な問合せ先

- 北陸地方整備局 道路部 道路保全企画官 笹岡 和幸（ささおか かずゆき） TEL025-280-8880（内4121）
- 新潟国道事務所 総括保全対策官 金川 亨（かながわ とおる） TEL025-244-2159（内303）
- 富山河川国道事務所 総括保全対策官 岡田 謙一（おかだ けんいち） TEL076-443-4724（内308）
- 金沢河川国道事務所 総括保全対策官 山田 宗明（やまだ むねあき） TEL076-233-9632（内308）

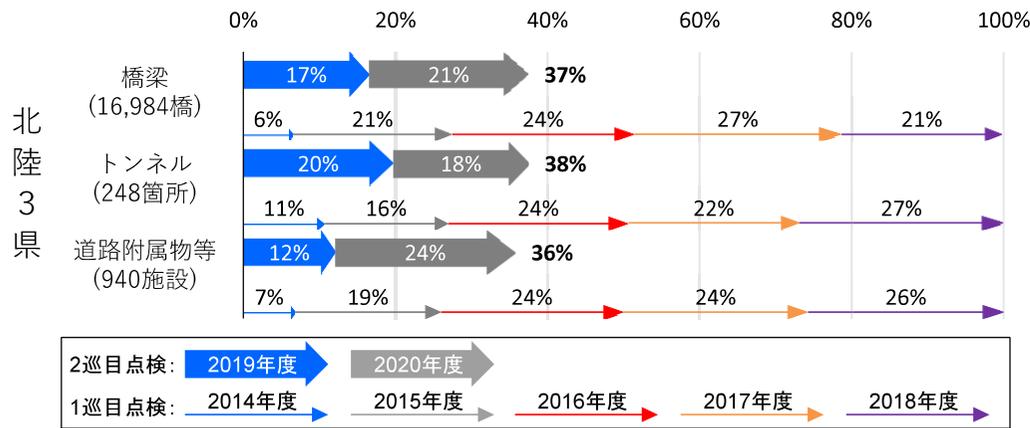
〈同時発表記者クラブ〉

- 新潟県政記者クラブ 新県政記者クラブ 新潟県内専門紙
- 富山県政記者クラブ 富山県内専門紙 石川県政記者クラブ 石川県内専門紙

2巡目(2019~2020年度)の点検実施状況・判定区分結果

- 2巡目点検（2019～2020年度）の北陸3県における全道路管理者の点検実施状況は、橋梁37%、トンネル38%、道路附属物等36%であり、1巡目点検の進捗を上回る状況
- 2巡目(2019～2020年度)の点検では、判定区分Ⅲ（早期措置段階）の割合は橋梁14%、トンネル39%、道路附属物等26%で全国平均を5～15ポイント上回る状況、判定区分Ⅳ（緊急措置段階）も全国平均を上回るもしくはは同等な状況

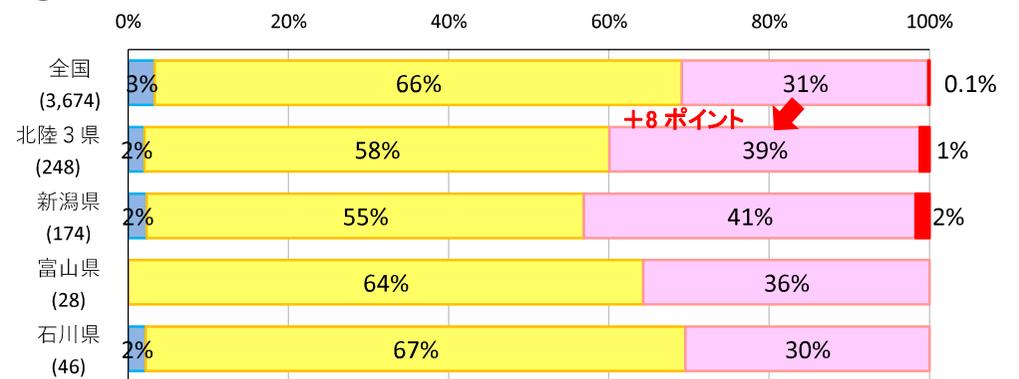
○2巡目(2019～2020年度)の点検実施状況



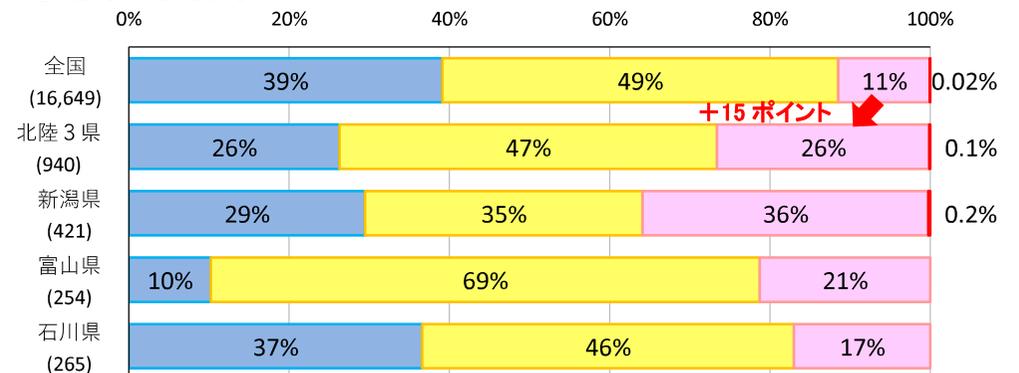
※()内は、2019～2020年度に点検を実施した施設数の合計。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

②トンネル

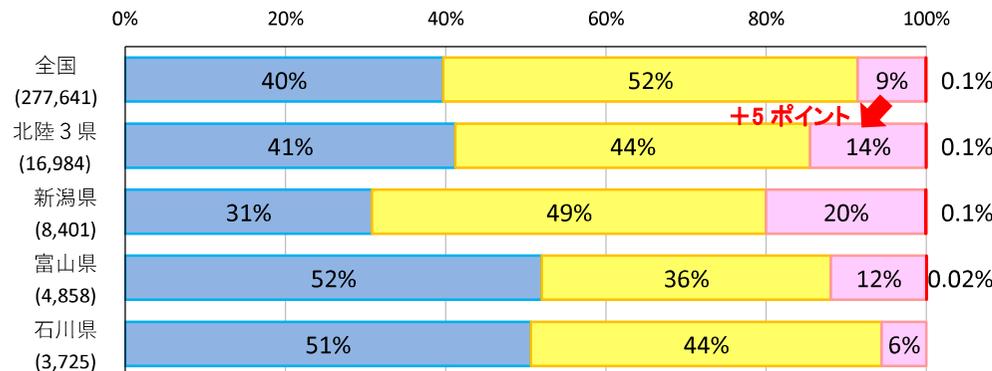


③道路附属物等



○2巡目(2019～2020年度)の点検結果

①橋梁



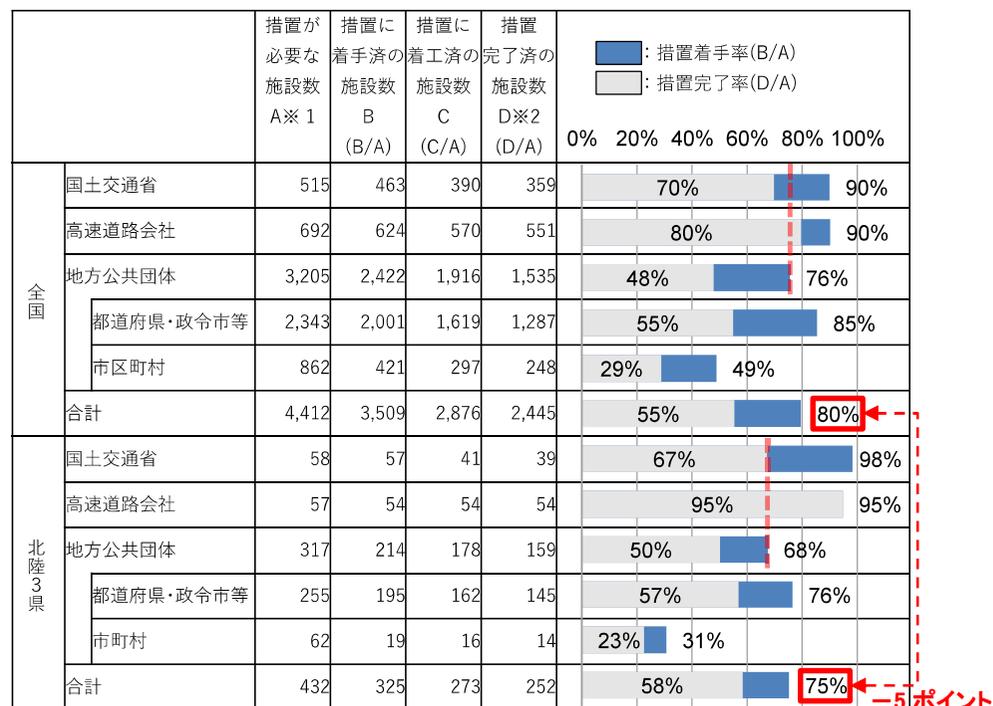
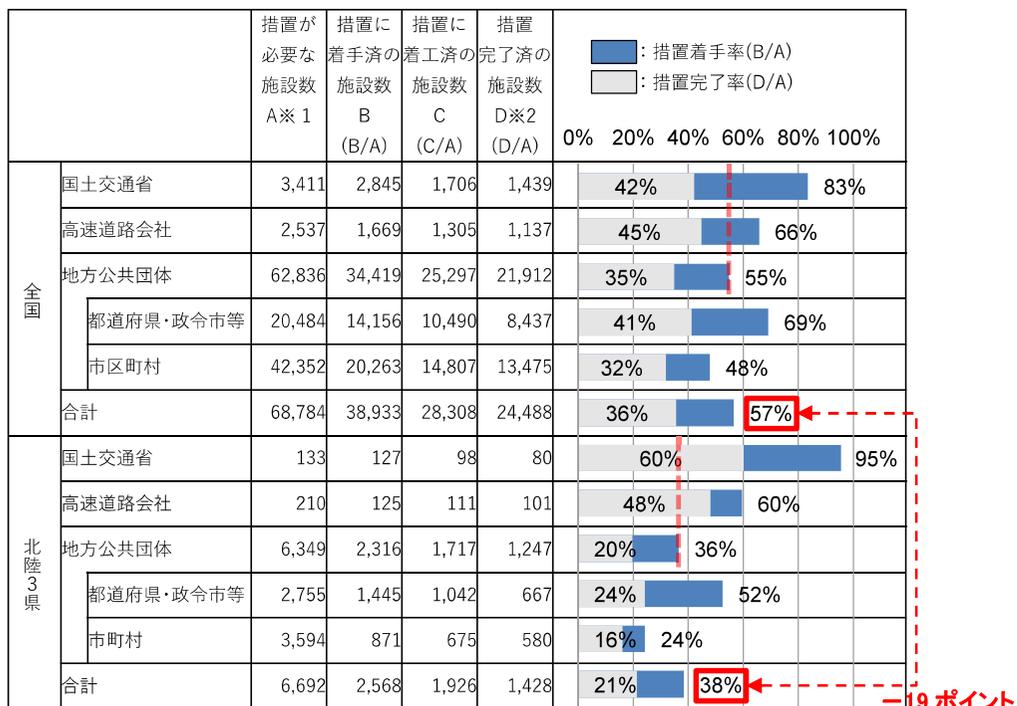
判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

早期・緊急措置段階にある橋梁・トンネルの修繕等措置の実施状況

- 北陸3県の1巡目(2014~2018年度)点検で、判定区分Ⅲ(早期措置段階)・Ⅳ(緊急措置段階)とされた施設の2020年度末までに修繕措置に着手した割合は、橋梁は国土交通省:95%、高速道路会社60%、地方公共団体36%、トンネルは国土交通省98%、高速道路会社95%、地方公共団体68%で、全道路管理者の合計で全国より橋梁で19ポイント、トンネルで5ポイント下回る状況
- 各道路管理者が管理する橋梁で修繕等措置に着手した割合を比較すると、地方公共団体の着手率が低い状況

○橋梁 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況

○トンネル 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況



措置完了率 修繕工事を完了した割合 措置着手率 修繕(設計を含む)に着手した割合

措置完了率 修繕工事を完了した割合 措置着手率 修繕(設計を含む)に着手した割合

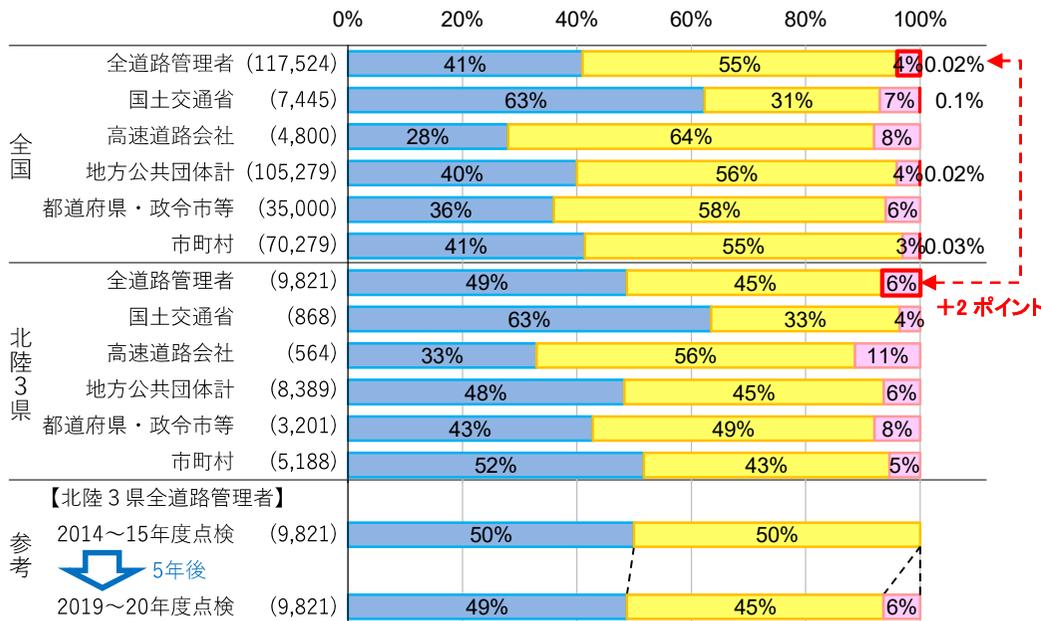
※1:1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。
 ※2:2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

※1:1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。
 ※2:2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

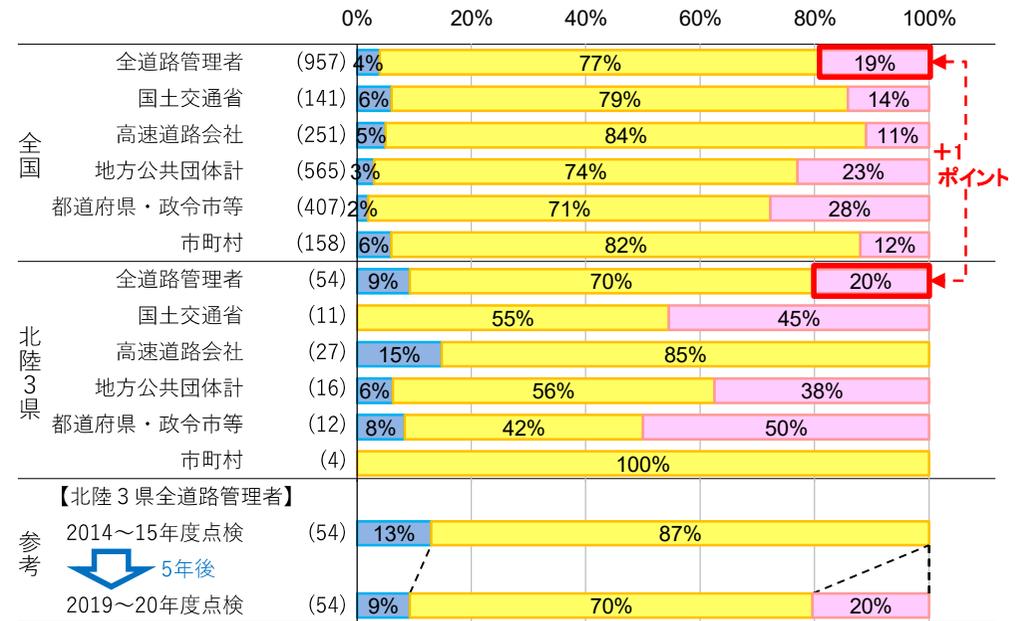
橋梁点検結果の遷移状況(5年後に修繕などの措置が必要となった割合)

○ 1巡目（2014～2015年度）点検で判定区分Ⅰ（健全）、判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断された橋梁のうち、修繕などをしないまま5年経過したものが、判定区分Ⅲ・Ⅳへ移り変わった北陸3県の割合（全道路管理者）は、橋梁で6%、全国平均を2ポイント上回り、トンネルで20%、全国平均を1ポイント上回る状況

○道路管理者別の遷移状況（橋梁）



○道路管理者別の遷移状況（トンネル）



■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※（）内は、1巡目（2014年度及び2015年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度及び2020年度に点検を実施した橋梁の合計。

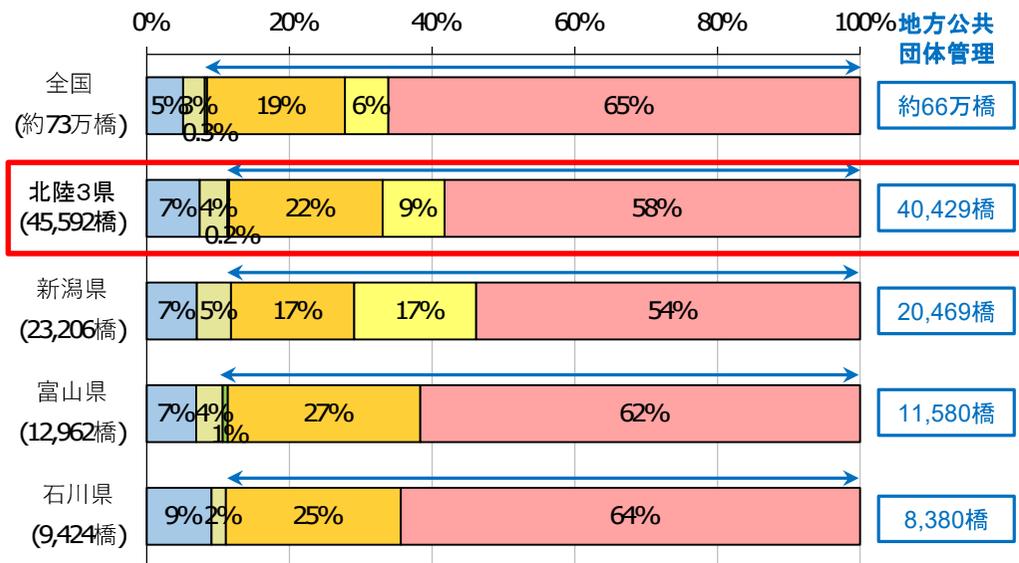
■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※（）内は、1巡目（2014年度及び2015年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度及び2020年度に点検を実施した橋梁の合計。

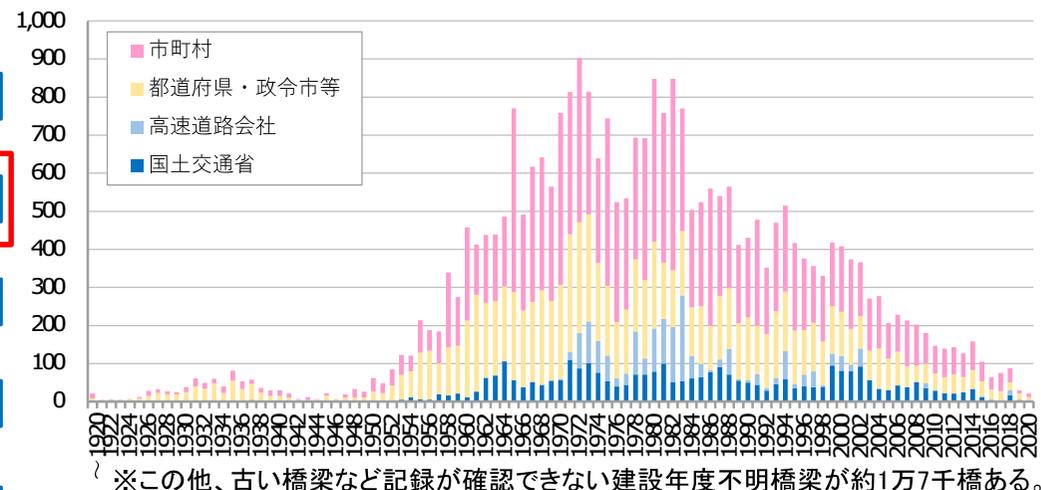
【参考資料】北陸3県の管理者別橋梁数と建設年度別橋梁数

- 北陸3県の橋梁数は45,592橋あり、そのうち約9割（40,429橋）を地方公共団体が管理
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在約32%に対し、10年後には約57%に急増するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況

○管理者別橋梁数



○北陸3県建設年度別橋梁数



○建設後50年を経過した橋梁の割合

